令和4年4月6日 石川県選挙管理委員会 (直通 076-225-1282) (内線 3547 ~ 3549)

参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙の法定選挙運動費用額について

令和4年4月24日執行予定の参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙に係る選挙人名簿の 選挙時登録が4月6日に行われ、同日現在の選挙人名簿登録者総数が定まった。

これにより、同補欠選挙における法定選挙運動費用額(選挙運動に関する支出限度額)は、公職選挙法の規定により35,982,300円となった。

なお、当委員会は、この額を4月7日に告示する。

[算定方法]

① 人数割額

(4月6日現在の選挙人名簿登録者総数)944,786人×13円=12,282,218円

- ② 固定額 23,700,000円
- ①+2 = 35, 982, 300 円 (100円未満の端数は切り上げ)

(参考)

前回(令和元年7月21日執行参議院選挙区選出議員選挙)の法定選挙運動費用額36,169,700円に対して187,400円(0.52%)の減理由

名簿登録者数の減 959,202人→944,786人(14,416人減)